

美幌町地域福祉計画(案)

令和 2 年 3 月

美 幌 町

はじめに

令和2年3月

美幌町長 平野浩司

目 次

第 1 章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の基本的性格	2
(1)	計画策定の位置づけ	2
(2)	計画期間	4
(3)	地域福祉計画と地域福祉実践計画	4
3	計画の策定体制	4
(1)	美幌町地域福祉計画策定委員会	4
(2)	地域福祉計画庁内検討委員会	4

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

1	人口構成	5
2	就業構造	8
3	福祉分野の状況	8
(1)	子ども・ひとり親家庭	8
(2)	高齢者	10
(3)	障がい者(児)	11
(4)	生活保護	13
(5)	地域	13
4	町民の意識	
(1)	アンケートの概要・主な結果	15
(2)	アンケート結果からの課題整理	16

第 3 章 美幌町地域福祉計画の基本理念・基本目標

1	基本理念	17
2	基本目標	17

(1) 基本目標 1 たがいに助け合う	1 8
(2) 基本目標 2 温かに暮らせるまち	1 8
(3) 基本目標 3 安心・安全なまち	1 8
3 施策体系	1 9
第 4 章 目標を達成するための施策の展開	
施策の見方	2 0
基本目標 1 たがいに助け合う	2 1
1 地域のふれあい支えあいネットワークづくり	2 1
2 ボランティア活動の展開	2 6
基本目標 2 温かに暮らせるまち	2 9
1 必要なサービスを利用できる体制づくり	2 9
2 福祉サービスの提供体制づくり	3 4
3 権利擁護の推進	3 7
基本目標 3 安心安全なまち	4 0
1 生き生きと暮らせるまちづくり	4 0
2 安心安全に暮らせるまちづくり	4 3
第 5 章 計画の推進	
1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進	4 6
(1) 地域住民の役割	4 6
(2) 事業者の役割	4 6
(3) 行政の役割	4 6
2 社会福祉協議会との連携による事業の推進	4 7
3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価	4 7
第 6 資 料	5 4

第1章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の基本的性格
- 3 計画の策定体制

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

子どもから高齢者まで町民誰もが「自分らしい生活を続けたい」と願っていますが、インターネット等の普及により生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、核家族化や共働き世帯の増加など社会構造も変化し、孤立死やひきこもり、生活困窮者などの社会問題のほか、育児と介護を同時期に行うダブルケアなど複合化・複雑化した課題を抱える世帯が顕在化してきました。

そうした中、国において「地域共生社会」として、「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることをこれまで以上に目指しております。

美幌町では、見守りや支え合い機能充実のため、「SOSネットワークびほろ」「地域見守り活動連携事業」など体制整備に取り組んできました。

また、地域福祉実践の中心的役割を担う美幌町社会福祉協議会では、「いきがいデイサービス」「よりあいデイサービス」「ボランティアセンター運営」などの事業活動により、少しずつ地域福祉が進められています。

今後ますます加速する少子高齢化に対して、町は、地域住民・関係団体・各事業者等と連携・協力しながら、より一層地域の方の生活課題に対応する仕組みの構築を目指し、第3期美幌町地域福祉計画を策定しました。

2 計画の基本的性格

(1) 計画策定の位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

■ 社会福祉法（平成30年10月施行より一部抜粋）

第3条（福祉サービスの基本的理念）

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

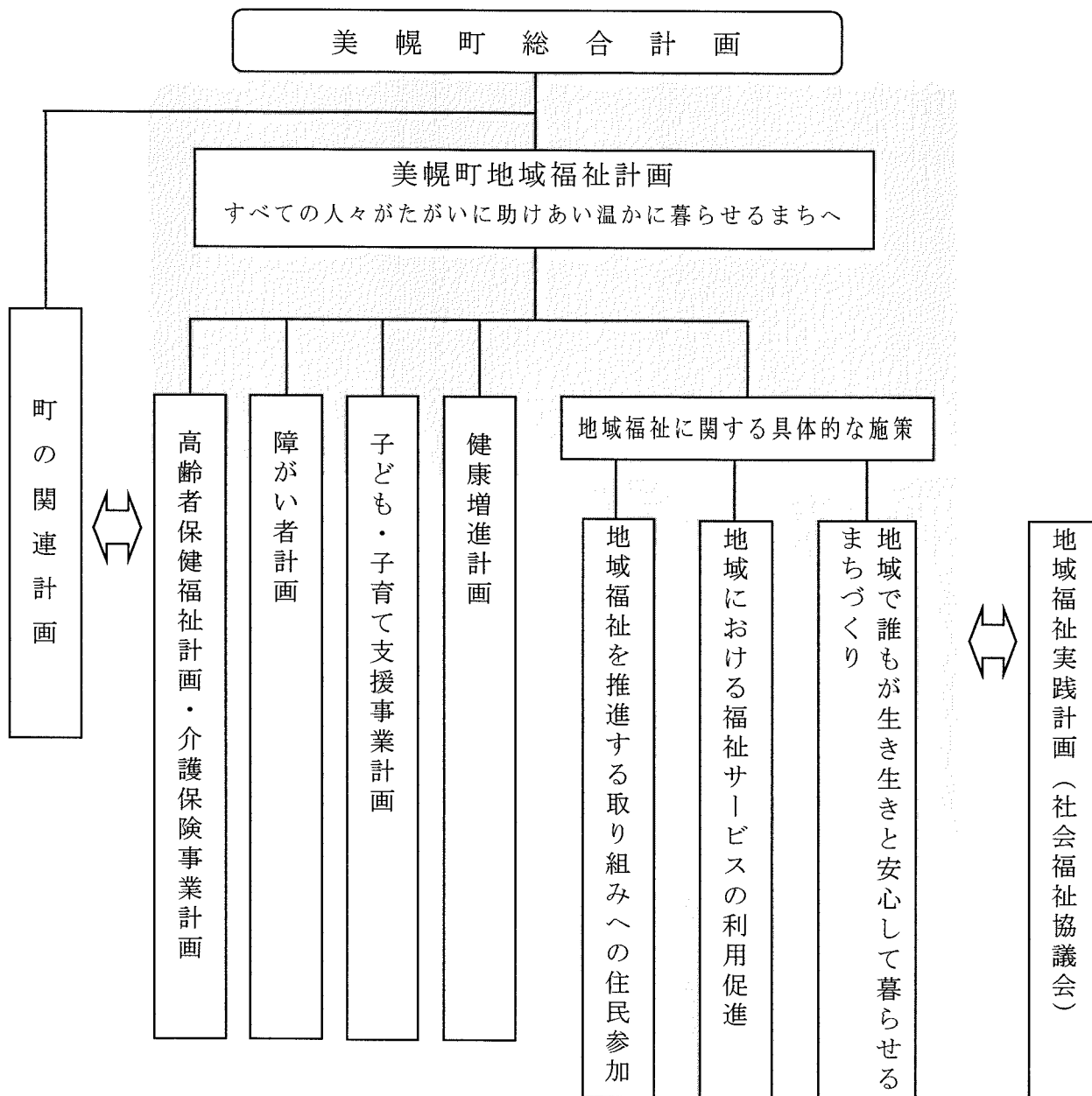
市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



(2) 計画期間

本計画は、令和2年度から令和9年度までの8か年計画とします。

また、福祉関連施策の見直しや地域ニーズの多様化等に対応するため、継続的な点検活動を行います。

(3) 地域福祉計画と地域福祉実践計画

社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉実践計画は、住民等の福祉の活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図っていきます。

3 計画の策定体制

計画の策定にあたり、次の機関を設置し、各種地域情報の収集・整理、住民の意向の反映を図りながら、計画内容の検討を進めました。

(1) 美幌町地域福祉計画策定委員会

住民、社会福祉団体に属する者、識見を有する者により構成され、住民への地域福祉に関する意識調査などから出された意見等に基づき、計画内容を検討しました。

(2) 地域福祉計画庁内検討委員会

地域福祉計画は、福祉・保健・教育・まちづくりなど、住民の様々な生活分野に関連することから、役場内の関係部署による庁内検討委員会を構成し、策定基本方針案の検討、関連計画との調整など、事務局と連携し策定を進めました。

第2章

地域福祉を取り巻く 現状

- 1 人口構成
- 2 就業構造
- 3 福祉分野の状況
- 4 町民の意識

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口構成

本町の人口は、昭和39年の28,479人をピークに緩やかに減少を続け、平成31年3月末には19,316人となっています。

年齢別の人口比率をみると、少子高齢化が進行しており、年少人口（0～14歳）の比率は、平成12年の15.1%から平成31年の10.4%に減少し、高齢者人口の比率は、平成12年の19.8%から平成31年の35.3%に増加しています。

1世帯あたりの人員をみると、平成12年2.7人であったものが、徐々に減少し、平成31年3月末では2.0人となり核家族化はさらに進んでいます。

●人口・世帯の推移

単位：人、世帯

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
人 口		23,905	22,819	21,575	20,296	19,316
0～14歳	実数	3,606	3,031	2,720	2,376	2,008
	比率	15.1%	13.3%	12.6%	11.7%	10.4%
15～64歳	実数	15,564	14,289	12,903	11,374	10,494
	比率	65.1%	62.6%	59.8%	56.0%	54.3%
65歳以上	実数	4,733	5,498	5,950	6,546	6,814
	比率	19.8%	24.1%	27.6%	32.3%	35.3%
年少人口指数		23.2	21.2	21.1	20.9	19.1
老年人口指数		30.4	38.5	46.1	57.6	64.9
従属人口指数		53.6	59.7	67.2	78.4	84.1
老年化指数		131.3	181.4	218.8	275.5	339.3
総世帯数		8,760	8,883	8,725	8,626	9,476
平均世帯員数		2.7	2.6	2.4	2.4	2.0

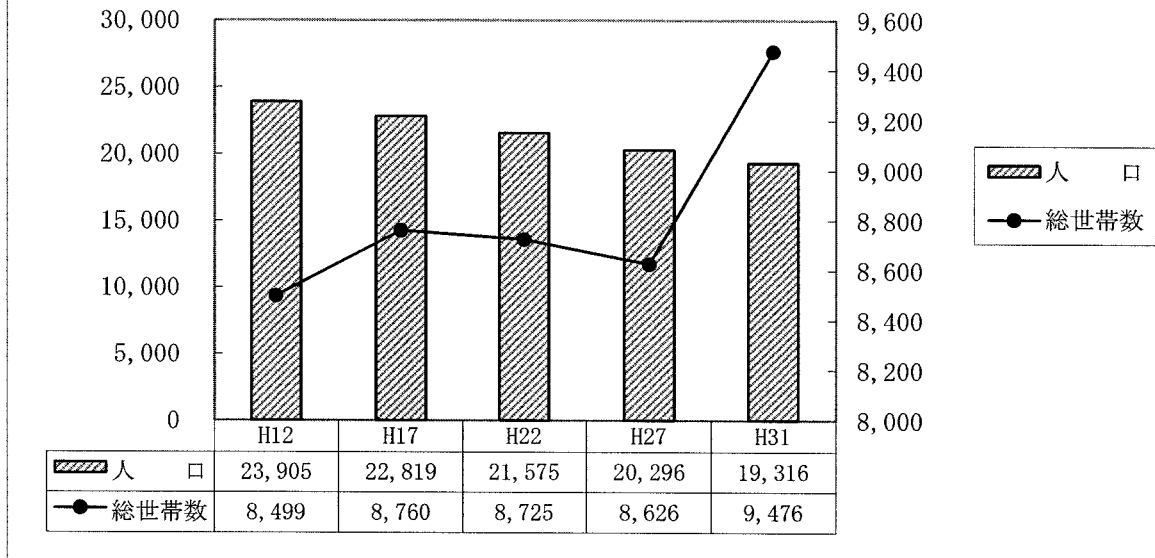
注：年少人口指数＝0～14歳人口÷15～64歳人口×100

老年人口指数＝65歳以上人口÷15～64歳人口×100

従属人口指数＝(0～14歳人口＋65歳以上人口)÷15～64歳人口×100

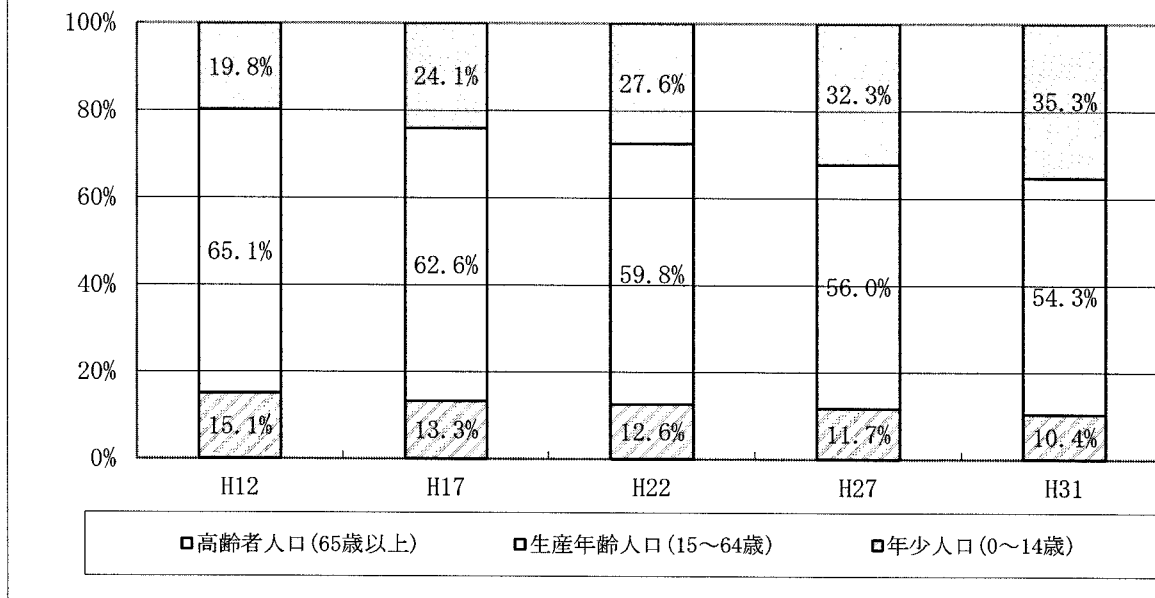
老年化指数＝65歳以上人口÷0～14歳人口×100

人口と世帯数の推移

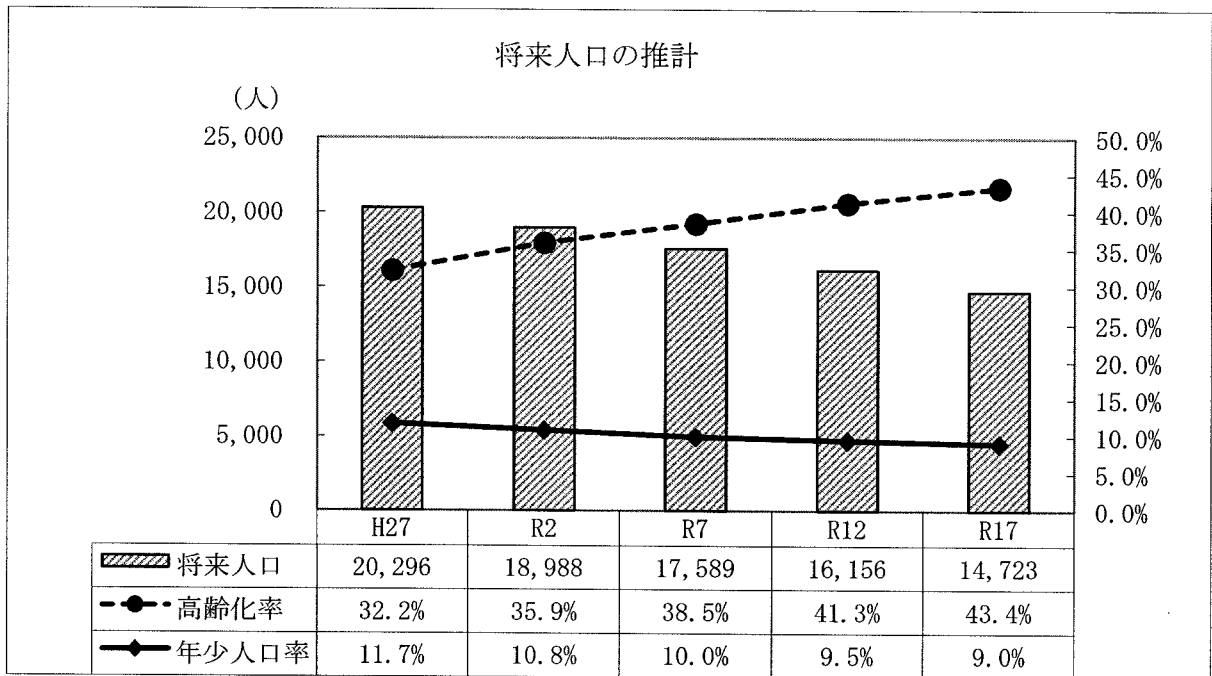


注) 平成 27 年までは国勢調査、平成 31 年は住民基本台帳 (3 月末)

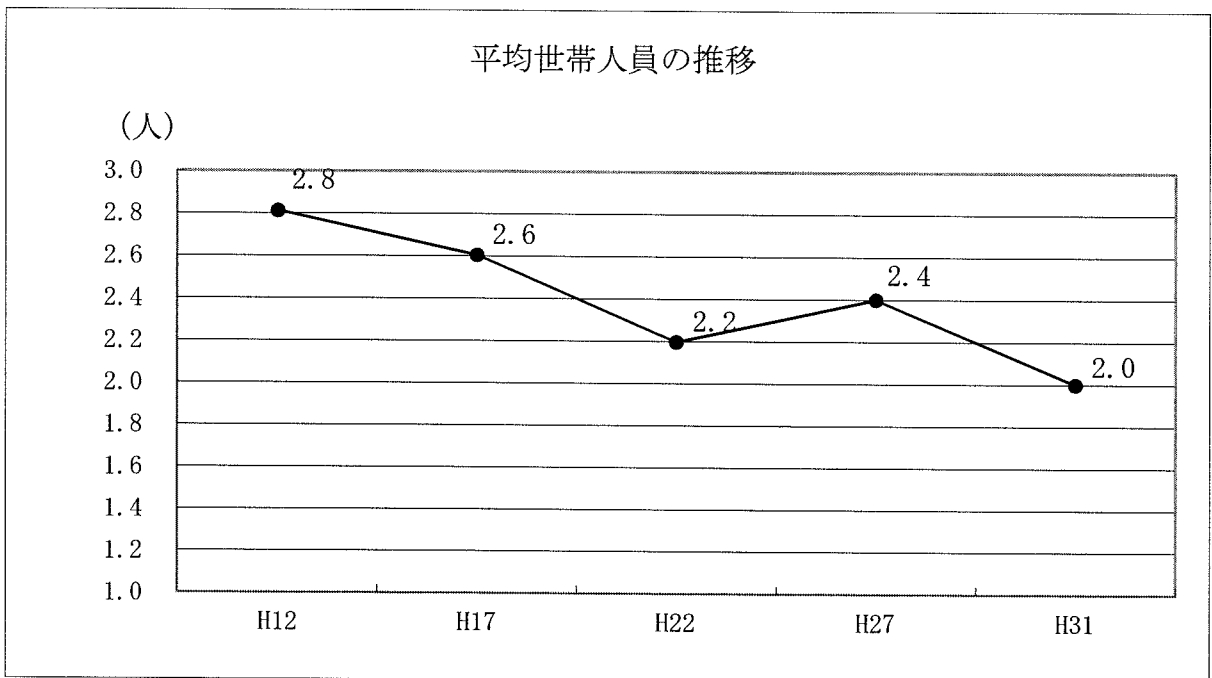
年齢別人口の割合



注) 平成 27 年までは国勢調査、平成 31 年は住民基本台帳 (3 月末)



推計方法：国立社会保障・人口問題研究所による人口統計資料より推計



注) 平成 27 年までは国勢調査、平成 31 年は住民基本台帳 (3 月末)

2 就業構造

平成 27 年の就業人口は人口の 49.0%となる 9,942 人で、約 15.4%を第 1 次産業、約 19.3%を第 2 次産業、約 63.2%を第 3 次産業がそれぞれ占めています。この産業別就業構造は道平均（第 1 次 7.0%、第 2 次 16.9%、第 3 次 70.6%）と比較すると第 1 次産業の比率が高い点が特徴的です。

また、平成 22 年度の国勢調査と比較すると就業人口が 600 人減少していることから高齢化の進展が見られます。

●産業分類別就業者数

(単位：人)

区 分	平成 2 2 年						平成 2 7 年					
	総数		男		女		総数		男		女	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
総数	10,524	100.0%	6,027	57.3%	4,497	42.7%	9,942	100.0	5,608	56.4%	4,334	43.6%
第 1 次産業	1,645	100.0%	920	55.9%	725	44.1%	1,530	100.0	866	56.6%	664	43.4%
第 2 次産業	2,107	100.0%	1,388	65.9%	719	34.1%	1,918	100.0	1,343	70.0%	575	30.0%
第 3 次産業	6,500	100.0%	3,565	54.8%	2,935	45.2%	6,284	100.0	3,261	51.9%	3,023	48.1%
分類不能の産業	272	100.0%	154	56.6%	118	43.4%	210	100.0	138	65.7%	72	34.3%

注) 国勢調査

3 福祉分野の状況

(1) 子ども・ひとり親家庭

子どもの合計特殊出生率については、年度により若干の増減があるものの全国平均を常に下回る水準にあり、年少人口についても年々減少しています。

●合計特殊出生率の推移

単位：人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
人 口	20,848	20,528	20,244	19,957	19,579
出生数	129	117	121	110	91
出生率	1.34	1.27	1.38	1.30	1.20
北海道平	1.27	1.31	1.29	1.29	
全国平均	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42

注) 平成 30 年全国は概算値であり、全道は未発表。人口は各年 12 月末。

資料：住民基本台帳

少子化の進行が進むなかで、保育ニーズが依然としてたかいことから、園児数は横ばいとなっております。

また、学童や児童センターを利用する児童については、増加傾向にあります。

●保育園・保育所園児数の推移

単位：人

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
保育園	未満児数（満0歳～満2歳）	31	33	32	38	33
	園児数（満3歳～5歳）	67	76	77	72	73
季節 保育所	未満児数（満0歳～満2歳）	0	0	0	0	0
	園児数（満3歳～5歳）	20	6	0	0	0
へき地 保育所	未満児数（満0歳～満2歳）	12	15	5	11	8
	園児数（満3歳～5歳）	37	37	40	35	32
町全体	未満児数（満0歳～満2歳）	43	48	37	49	41
	園児数（満3歳～5歳）	124	119	117	107	105
	総数	167	167	154	156	146

注) 各年4月1日現在 資料：児童支援グループ

●学童保育所利用児童者数の推移

単位：人

校区	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
美 小	62	53	61	54	55
東陽小	50	57	55	56	57
旭 小	25	28	22	23	31
計	137	138	138	133	143

注) 各年4月1日現在 資料：児童支援グループ

●児童センター利用児童数の推移

単位：人

種 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
3歳～5歳児	5	7	7	5	4
小学生	350	442	323	372	421
中学生	104	65	62	107	486
総 数	459	514	392	484	911

注) 人数は各年度の月平均。ただし、令和元年は9月までの平均。

資料：児童支援グループ

ひとり親家庭の推移を見ると、母子家庭については、年々減少に転じており、令和元年は188世帯であり平成27年に比べ約60世帯減少しています。父子家庭についても年々減少に転じており、令和元年は20世帯であり平成27年に比べ約10世帯減少しています。

●ひとり親家庭数の推移

単位：世帯

種 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
母子家庭数	245	221	208	186	188
父子家庭数	31	28	24	23	20
計	276	249	232	209	208

注) 各年10月1日現在 資料：保健福祉グループ（民生担当）

(2) 高齢者

本町の高齢化率は平成31年3月末現在で30.7%となり、平成12年の19.8%から大きく上昇しており、高齢化の急速な進行がみられます。

また、高齢者夫婦のみの世帯、一人暮らしの高齢者も増加しております。

●高齢者のいる世帯の状況

単位：世帯

区分	H7	H12	H17	H22	H27
総世帯	8,499	8,760	8,883	8,725	8,262
1世帯当たり人員	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4
高齢者がいる世帯	2,662	3,169	3,552	3,838	4,217
夫婦のみの世帯	755	1,029	1,248	1,143	1,307
65歳以上世帯に占める割合	28.36%	32.47%	35.14%	29.78%	30.99%
高齢者単身世帯数	445	566	776	977	1,189
65歳以上世帯に占める割合	16.72%	17.86%	21.85%	25.46%	28.20%
その他の高齢者世帯	1,462	1,574	1,528	1,718	1,721
65歳以上世帯に占める割合	54.92%	49.67%	43.02%	44.76%	40.81%

注) 国勢調査による

要支援・要介護の認定者数は、高齢化率とともに年々増加しており令和元年には1,271人となっております。

●要支援・要介護認定者の推移

単位：人

区分	H27	H28	H29	H30	R元
要支援1	182	208	197	183	185
要支援2	139	161	203	240	235
要介護1	257	223	201	196	203
要介護2	151	181	210	208	221
要介護3	141	133	144	138	142
要介護4	127	130	118	119	132
要介護5	113	111	118	142	153
合計	1,111	1,147	1,190	1,226	1,271

注) 各年とも年平均、はR1.9月末。資料：保健福祉グループ（介護保険担当）

●介護保険給付費の推移

単位：千円

区分	H27	H28	H29	H30	H31
保険給付費用	1,549,83	1,576,68	1,631,96	1,616,30	1,726,00
在宅サービス費	886,345	910,964	955,134	921,403	993,621
施設サービス費	540,780	549,679	558,669	580,953	606,020
その他給付費	122,707	116,046	118,165	113,945	126,362

資料：保健福祉グループ（介護保険担当） ※H31は予算額

(3)障がい者（児）

各種手帳の交付者数の推移は、知的・精神の各障がい者とも増減はあるが一定程度の人数で推移しております。障がいの種別では、下肢機能、上肢機能、心臓機能などに障がいをもつ人が多い状況です。身体障害者手帳では1級の割合が最も多く、療育手帳ではB判定の割合が最も多くなっています。

●障がい者手帳交付者数

単位：人

等級	H27	H28	H29	H30	H31
1級	353	343	354	348	337
2級	160	145	144	147	142
3級	195	188	194	199	189
4級	253	256	253	263	271
5級	75	75	76	76	73
6級	65	66	67	63	60
計	1,101	1,073	1,088	1,096	1,072

注1：各年4月1日現在 資料：保健福祉グループ（障害福祉担当）

●障がい種別身体障がい者数

単位：人

視覚	聴覚	平衡機能	音声言語機能	そしゃく	心臓機能
53	86	0	11	1	134
じん臓機能	呼吸器機能	ぼうこう・直腸機能	小腸機能	体幹機能	上肢機能
77	21	41	2	60	209
下肢機能	移動機能	免疫不全	肝臓機能		計
371	3	2	1		1,072

注1：平成31年3月末現在 資料：保健福祉グループ（障害福祉担当）

●程度別療育手帳交付者数

単位：人、%

	程度	H27	H28	H29	H30	H31
18歳未満	A	19	18	20	17	15
	B	43	41	43	44	37
	計	62	59	63	61	52
18歳以上	A	72	73	74	77	80
	B	93	93	103	111	118
	計	165	166	177	188	198
計	A	91	91	94	94	95
	B	136	134	146	155	155
	計	227	225	240	249	250
児童比率 (%)	A	20.9%	19.8%	21.3%	18.1%	15.8%
	B	31.6%	30.6%	29.5%	28.4%	23.9%
	計	27.3%	26.2%	26.3%	24.5%	20.8%

注1：各年4月1日現在 資料：保健福祉グループ（障害福祉担当）

●程度別精神保健福祉手帳交付者数

単位：人

等級	H27	H28	H29	H30	H31
1級	18	22	23	24	20
2級	107	113	122	130	111
3級	28	33	33	40	34
計	153	168	178	194	165

注1：各年4月1日現在 資料：保健福祉グループ（障害担当）

(4)生活保護

生活保護については、地域経済の低迷や安定的な雇用が確保しにくい状況等から、保護率が増加傾向にあります。

なお、道平均よりは低い状況となっております。

●生活保護率の推移

単位：世帯、‰

	H27	H28	H29	H30	R1
美幌町 上段：世帯数 下段：保護率	247	243	244	244	252
	15.5	15.2	15.8	15.8	15.8
北海道平均	31.3	30.9			
郡部	19.7	19.4			
都市部	33.9	33.5			
全国平均	17.0	16.9			

注1：各年4月1日現在（令和元年は8月現在）

注2：‰（パーミル）とは1000分の1のことで、1‰=0.1%（1%の10分の1）

資料：厚生労働省及び北海道の生活保護速報による

※北海道平均（郡部、都市部）及び全国平均については、平成28年度が最新情報であるため、平成29年度以降は空白とする。

(5)地域

地域では、自治会、民生委員児童委員、NPO、ボランティア団体や社会福祉協議会などが高齢者等の支援活動を行っています。

特に、ボランティア活動は活発に行われていますが、会員の高齢化や新規加入者が少ないなど、活動の継続が課題となっております。

●民生委員児童委員数と主任児童委員数

単位：人

区分	男性	女性	合計
新任	15(0)	2(0)	17(0)
再任	25(1)	15(2)	40(3)
合計	40(1)	17(2)	57(3)

注1：令和元年12月1日現在 資料：保健福祉グループ（民生担当）

注2：（ ）内は主任児童委員（内数）

●ボランティア登録数

個人 (人数)	団体		合計
	(団体数)	(人数)	
52	33	2,980	3,032

注) 令和元年9月末現在 資料: 美幌町社会福祉協議会

●美幌町内のNPO法人一覧

法人の名称	代表者	主たる事務所	主な活動分野
美幌町スポーツ協会	伊藤 善啓	美幌町字西1条南5丁目 美幌町トレーニングセンター内	スポーツ 振興
マイスペース美幌	野口 富弘	美幌町字仲町2丁目8番地の1	福祉
ひまわり保育園	坂田 美栄子	美幌町字青山北29番地の2	こども
美幌えくぼ福祉会	斉藤 義浩	美幌町字東3条北2丁目1番地 美幌町保健福祉総合センター しゃきっとプラザ1階	福祉
元気プロジェクト	宮田 博行	美幌町字仲町2丁目96番地	環境保全
絆一びほろ	森 暉夫	美幌町字東3条北2丁目1番地 美幌町保健福祉総合センター しゃきっとプラザ2階	福祉

注) 北海道ホームページ 北海道のNPO設立の申請・認証状況(令和元年9月末)

●社会福祉関連施設等一覧

区分	種別	施設数
高齢者関係	老人憩の家	1
	居宅介護支援事業所	5
	地域包括支援センター	1
介護保険関係	通所介護事業所(デイサービスセンター)	1
	認知症高齢者グループホーム	4
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1
	介護老人保健施設	1
障害者関係	就労継続支援A型事業所	1
	就労継続支援B型事業所	3
	グループホーム	3
	地域活動支援センター	1
児童関係	保育園	2
	認可外保育所	5
	児童センター	1
	放課後児童クラブ	3
	障がい児放課後デイサービス	1
	子ども発達支援センター(児童発達支援)	1
その他	幼稚園	2
	小学校	3
	中学校	2
	保健福祉総合センター	1

注) 令和元年9月現在

4 町民の意識

(1) アンケートの概要・主な結果

「美幌町地域福祉計画」の策定に向けて、本町在住の18歳以上の町民1,000人（住民基本台帳から無作為抽出）の方々を対象に、「地域福祉」に対する町民の皆さんの考え方や意見を把握するために、郵送配布・回収による意識調査を実施しました。有効票の回収率は35.0%（350票）となりました。

アンケートの主な結果については、次のとおりになります。

また、アンケート結果の詳細は、第6章資料に掲載しております。

① 回答者について

回答者は、女性が多く全体の54%を占めており、年齢構成は50歳以上が76%を占めております。

また、家族数は2人が最も多い状況となっております。

② 地域との関わりについて

近所の方とのお付き合いの程度については、あいさつをする程度が増加傾向にあることや困りごとがあったときに手伝ったことがない人で機会があればしてみたいと思う方も減少傾向にあることから疎遠傾向が伺えます。

③ 地域福祉について

高齢者、障がい者の方々に対して必要だと思われる支援については、間口除雪や外出支援など毎日の生活に直接関係する支援の需要が増加しています。

特に、60歳代については間口除雪の支援の需要が高い状況となっております。

子育て中の家族等に対して必要だと思われる支援については、保育施設・サービスの充実が最も高く、次いで子育ての不安・悩みの相談や支援体制の充実となっております。

日常生活の悩みや不安については、自分や家族の老後や健康の不安を全世代で多くの割合で抱えております。

④ 福祉サービスについて

福祉サービスの利用意向については、福祉サービスを知らない方が半数以上を占めておりますが、利用したいと考える方が増加傾向にあります。

また、今後必要な取組については、情報提供やサービス選択の支援が依然として強く求められています。

⑤ 今後の行政運営について

町が取り組むべき優先施策については、保健・医療・福祉の連携による相

談・支援体制の充実が最も多く占めており、次いで、地域おこしによるくらしやすさの追求となっております。

(2) アンケート結果からの課題整理

- ・希薄化した近所付き合いへの対応。
- ・間口除雪、通院・施設への送迎や外出支援などの日常生活に直接関係する支援。
- ・子育てに伴う保育施設やサービスの充実の検討及び既存施設による不安や悩み相談などの支援体制の周知。
- ・老後や健康について、不安を抱える方への既存事業の利用拡大。
- ・何らかの福祉サービスを必要としている方について、必要となる福祉サービスの情報提供の手段。
- ・ボランティア活動について、時間や気持ちにゆとりがなく参加したことがない方が多くいるが、少しでも多くの方が参加できる仕組みづくりの検討。
- ・保健・医療・福祉のさらなる連携。

第3章

美幌町地域福祉計画の 基本理念・基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

第3章 美幌町地域福祉計画の基本理念・基本目標

1 基本理念

町では、第6期美幌町総合計画の将来像を「ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ」と定めています。

「ひとがつながる」とは、「人とのつながりを大事にする。人の輪を広げていく。連携を強化していく。」ことを指しています。

本計画では、「ひとがつながる」ことを柱とし、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地位をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

すべての人々が
たがいに助け合い
温かに暮らせるまちへ

2 基本目標

共に生き、支え合う福祉社会の実現を目指し、「たがいに助け合う」・「温かに暮らせるまち」・「安心・安全なまち」を基本目標とします。

～基本目標 1 たがいに助け合う～

【地域福祉を推進する取り組みへの住民参加】

地域で人と人との交わりをもって生活を送るには、住民それぞれが色々な関わりを持ち、思いやりの心、助け合う心を持つことが必要です。

また、地域における多様な生活問題に対処していくために、支え合い、見守り合い、助け合いを基本とした地域の力で解決していくことが求められています。

併せて、自治会組織、子ども、女性、高齢者、障がい者団体やボランティア団体など、さまざまな地域福祉関連の組織・団体間のネットワークの構築を進め、地域情報や人材・技術等の交流を促進し、効率的・効果的な地域福祉の向上を図ることが必要です。

～基本目標 2 温かに暮らせるまち～

【地域における福祉サービスの利用促進】

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人々が住み慣れた町で、安心して充実した生活を送るためには、一人ひとりが身近なところで福祉に関する相談ができる仕組みづくりが重要です。

高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている人など、福祉サービスを必要とするすべての人が、身近な地域において自分の意志の下に、自由にサービスを選択し、安心してサービスを受けられるような情報提

～基本目標 3 安心・安全なまち～

【地域で誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり】

住み慣れた地域で、生き生きと明るく健康で安心して暮らし続けることは、すべての人の望みであり願いであります。

町民一人ひとりが、自分の健康状態をよく把握し生きがいをもって生活していくことは大変重要となります。

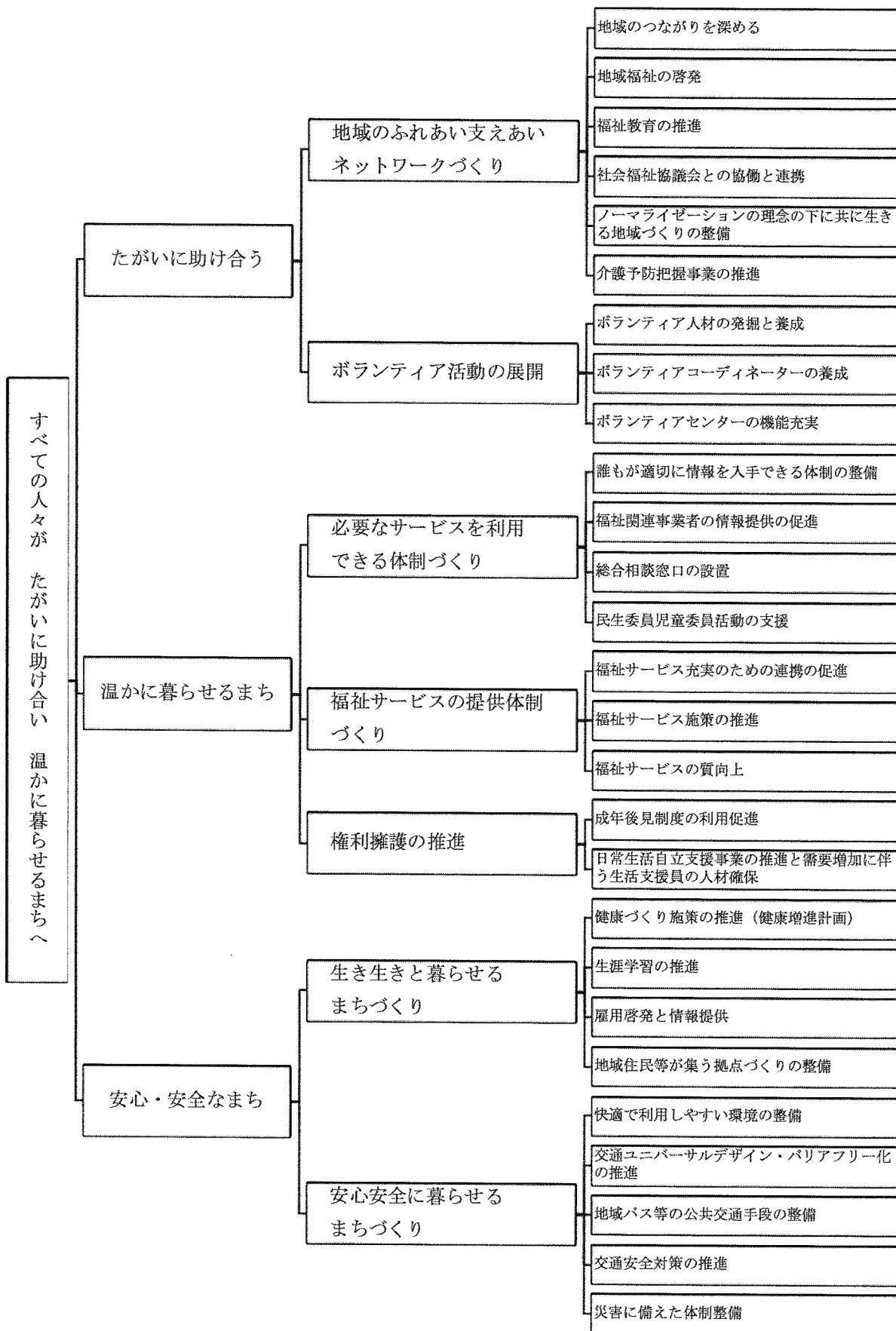
また、地域の中で、安心で安全な暮らしを続けていくためには、行政の取り組みはもちろんのこと、自治会など地域での見守りや支え合いが重要となり、さらに、災害時に真っ先に要援護者の安否確認をすることができるような、日頃からの地域づくりが求められています。

3 施策体系

【基本理念】【基本目標】

【推進目標】

【推進事項】



第4章

目標を達成するための 施策の展開

施策の見方

基本目標1 たがいに助け合う

基本目標2 温かに暮らせるまち

基本目標3 安心安全なまち

第4章 目標を達成するための施策の展開

※ 施策の見方

役割分担

本計画は、行政の計画ですが、その計画段階から実行・評価には、住民・事業者・社会福祉協議会など、地域福祉の主体となる方々の参加を前提としています。

この前提のもと、施策の柱ごとに展開していく施策内容を示すとともに、各施策を効果的に推進していくために主たる実施主体も想定しています。

(例)

区 分	内 容	実施主体
(1) 地域のつながりを深める		
① あいさつ・声かけができる関係づくり	<p>地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民は、高齢者・障がい者等を地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。 ○ 社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。 ○ 行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。 ○ 行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援事業・除雪サービスなどの事業充実を図ります。 	行政 社会福祉協議会 地域

～基本目標 1 たがいに助け合う～

1 地域のふれあい支えあいネットワークづくり

[基本認識]

- 少子高齢化の進展や孤立死問題、外出が困難な高齢者の増加や核家族化の進行、介護保険制度の改正、さらには災害対策基本法の改正など、多様化する福祉ニーズや地域での福祉の課題に対して、地域住民同士の見守りや支えあい、助けあいを基本とした地域の力が大変重要となっています。
- 地域住民に身近な存在である民生委員児童委員については、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」として大変重要な役割を担っております。
- 子どもの頃から福祉に関わる教育や体験などを通じて、福祉の心を育み町民が等しく人としての尊厳を持ち、年齢や障がいの有無などに関わらず、その人らしい生活を送るため、より多くの町民の理解と協力が必要となります。
- 地域におけるさまざまな団体や組織などと連携・協力して、その地域の実情に応じた活動ができるように、社会福祉協議会と連携を強化し地域福祉のネットワークづくりを進めていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、互いに支え合い地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が主役となれるような仕組みや支援の体制づくりが求められています。
- 単身高齢者が増加するなかで、引きこもりなどにより何らかの支援が必要であるにも関わらず支援されていないケースが増加することが予想されることや早い段階で支援に繋ぎ出来る限り地域で生活を続けていけるような体制づくりが求められています。

[施策のねらい]

- (1)地域のつながりを深める
- (2)地域福祉の啓発
- (3)福祉教育の推進
- (4)社会福祉協議会との協働と連携
- (5)ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備
- (6)介護予防把握事業の推進

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) 地域のつながりを深める		
① あいさつ・声かけができる関係づくり	<p>行政は、地域住民同士の見守りあい支えあいができる地域の体制づくりを支援します。</p> <p>○地域住民は、高齢者・障がい者などを地域で支えることが重要なため、たすけあいチームなどを中心とした見守り体制の整備充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、たすけあいチーム等の活動を支援し、日常の声かけ・除雪支援等が円滑に行われるよう支援します。</p> <p>○行政は、SOSネットワークや地域活動見守り事業などの仕組みづくりを推進します。</p> <p>○行政は、緊急通報装置・愛のふれあい訪問・配食サービス・やすらぎ支援・除雪サービスなどの事業充実を図ります。</p> <p>○行政は、生活困窮者の自立支援に向けて、困りごとを抱えている本人及びその世帯の全ての方について、早期に把握し支援に繋げるため、地域や関係機関と連携した取り組みを進めます。</p>	行政 社会福祉協議会 地域
② 民生委員児童委員などによる見守り活動の推進	<p>行政は、地域住民が抱える生活上のさまざまな相談を受けている地域福祉の中核的な担い手である民生委員児童委員による地域の見守り活動を促進します。</p> <p>○民生委員児童委員は、常に地域の実情を把握し、見守りや悩みごと相談等を実施するなかで、適切な支援やサービスが受けられるように、行政・社会福祉協議会等へつなぎます。</p> <p>○行政は、民生委員児童委員活動が迅速に行われるよう情報の提供や関係機関との連携、活動費の支援を行うとともに、資質向上のための研修を実施することにより活動支援を行います。</p>	行政 民生委員児童委員 地域

区 分	内 容	実施主体
③福祉活動情報の共有化	<p>行政は、地域住民が抱える課題を関係機関で適切に支援できるよう情報共有化を推進します。</p> <p>○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、常日頃からお互いに情報提供を行い、情報の共有化を図ります。</p> <p>○地域・民生委員児童委員などが、関係機関に情報を伝達しやすい仕組みづくりを進めます。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域 民生委員児童委員</p>
(2)地域福祉の啓発	<p>行政は、地域福祉推進の機運を高めるため、継続的に各種啓発方法によりボランティアや地域福祉に関する情報発信を行います。</p> <p>○行政は、ホームページ・SNSや広報紙・出前講座等により情報発信に努めます。</p> <p>○社会福祉協議会・地域包括支援センターは、地域福祉活動の実践事例やボランティア人材の募集・提供・出前ボランティアセンターなど、具体的な福祉情報の発信に努めます。</p> <p>○行政等関係機関は、各種会議・研修において情報収集に努めます。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>
(3)福祉教育の推進		
①福祉に関する学習機会の提供と幅広い人材の活用	<p>行政・社会福祉協議会は、福祉に関する必要な知識や技術などの普及のため、関係団体の協力を得て研修会実施などの学習機会づくりを進めます。</p> <p>○行政は、事業者・ボランティア団体・NPOなどの協力を得て、老人クラブや職場などに対して出前講座等を実施することにより福祉教育の推進を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、ボランティアスクールの開催やボランティア出前講座などにより、人材確保を図ります。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域</p>

区 分	内 容	実施主体
②世代間等の交流の促進	<p>行政・社会福祉協議会は、高齢者・障がい者・児童との世代間等の交流を推進し地域福祉の理解を深めるため、様々な機会を通じて交流促進を図ります。</p> <p>○行政は、地域福祉に対する理解を深めるための教育啓発に取り組むとともに、敬老会などの事業を開催することにより、地域で世代間等交流ができるふれあいの場づくりを支援します。</p> <p>○社会福祉協議会は、いきがいディサービス・よりあいディサービス・地域行事等を活用し、福祉の理解推進を図ります。</p>	行政 社会福祉協議会
(4) 社会福祉協議会との協働と連携		
①社会福祉協議会の活動周知	<p>行政・社会福祉協議会は、社会福祉協議会の活動状況などを住民に周知することにより、地域福祉の担い手としての認知度を高めます。</p> <p>○行政は、機関誌・町広報紙・ホームページなどを活用し活動内容の紹介を行います。</p> <p>○社会福祉協議会は、活動内容の紹介や研修会を実施し協議会活動の周知を図ります。</p>	行政 社会福祉協議会
②社会福祉協議会との協働活動	<p>行政は、社会福祉協議会が地域福祉を担う重要な役割を担っていることから、各事業の実施にあたり協働して実施します。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会が必要とする人件費等の補助を行うとともに、住民への周知を行うなど協働して各事業の推進を図ります。</p> <p>○行政は、ボランティアセンターの運営・ボランティア団体の育成について、必要となる人件費等の補助を行い、体制整備を協働して行います。</p>	行政 社会福祉協議会
(5) ノーマライゼーションの理念の下に共に生きる地域づくりの整備	<p>行政は、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を過ごすために、すべての人が共に暮らすことが当たり前という考えのもと、障がいに対する理解を深めるため、各種イベントの開催などの交流活動を促進し、広く町民の障がいに対する理解と関心を深めるとともに、幼少期から正しい理解や思いやりの心を育てるため「心のバリアフリー」の推進を図ります。</p>	行政

区 分	内 容	実施主体
	<p>○行政は、「障がい者週間」のイベントの実施、福祉講座や勉強会の開催により啓発に努めます。</p> <p>○行政は、広く町民を対象としたイベントや行事が、障がい者も参加することを前提に開催されるように障がい者への配慮と啓発・情報提供に努めます。</p> <p>○行政は、幼少期からの交流体験を通じた福祉教育の機会充実のため、保育園、幼稚園、小・中学校での児童・生徒と障がい児の交流の機会の創出と拡大を図ります。</p> <p>○行政は、障がいのある人に対する虐待や差別暮らしづらさの解消のため、相談支援体制やネットワークの構築を図ります。</p> <p>○行政は、障がいのある人が、安心して地域生活を継続できるように居住支援、相談、緊急時の体制づくりなどの機能を持つ「地域生活支援拠点」の整備を近隣市町と連携して進めます。</p>	
(6)介護予防把握事業の推進	<p>行政は、地域包括支援センター・民生委員児童委員や地域で活動されている方々と連携し、単身高齢者などの引きこもり等により何らかの支援が必要である方の把握に努めます。</p> <p>○行政は、各関係機関や地域と連携し、何らかの支援が必要である方の把握に努めるとともに、その方のニーズと周囲の環境に合わせた支援へ繋げられるよう進めます。</p> <p>○行政は、各関係機関と連携し、より多くの方に介護度が軽度の段階で早期に支援し、これまでどおりに地域で生活を継続できるような体制づくりを検討します。</p>	<p>行政 地域包括支援センター 民生委員児童委員 地域</p>

2 ボランティア活動の展開

〔基本認識〕

- 住みなれた地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域住民や事業者・団体、行政機関などがお互いに協働・連携した活動を行う必要があります。

しかし、少子高齢化の進展にともない人材の確保が難しい状況となっています。これからは、地域で暮らす元気な高齢者や学生が、重要な社会資源であると認識し福祉活動を担う人材として発掘・育成をしていく必要があります。

- ボランティア活動は、気軽に参加できる活動から高齢者、障がい者、児童等福祉サービスを提供する専門的な活動までさまざまな活動領域があるため、意欲ある住民が参加しやすい環境を整備することが必要となります。
- 介護保険制度の改正により、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行し市町村で取り組むことになり、既存の介護サービスと福祉サービスを組み合わせた効果的なサービスの支援が求められています。ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とを上手に繋げていくためのボランティアコーディネーターの養成とボランティアセンターの機能充実を図る必要があります。

〔施策のねらい〕

- (1) ボランティア人材の発掘と養成
- (2) ボランティアコーディネーターの養成
- (3) ボランティアセンターの機能充実

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) ボランティア人材の発掘と養成	<p>行政・社会福祉協議会は、少子高齢化の進展に伴い福祉活動を担う人材が不足することが予想されることから、地域の元気な高齢者や学生を福祉活動の担い手として発掘・育成を推進します。</p> <p>○社会福祉協議会は、地域に住む元気な高齢者、老人クラブ等の参加者にボランティア活動の情報提供を行い福祉活動の担い手を養成します。</p> <p>○社会福祉協議会は、学生向けのボランティア出前講座などを通して、福祉活動の担い手の発掘・育成を推進します。</p> <p>○社会福祉協議会は、ボランティアの担い手を対象とした学習や研修活動を行い資質の向上と活動の継続を支援します。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会が実施する活動を協働して行うとともに、住民への情報提供を図ります。</p> <p>○行政は、地域貢献や介護予防の推進を図るため、登録制度によりボランティア活動を行った人へポイント等の特典を付与するボランティアポイント制度について検討します。</p>	行政 社会福祉協議会
(2) ボランティアコーディネーターの養成	<p>行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動をスムーズに推進するため、必要な支援を適切に受けられる体制づくりを進めます。</p> <p>○社会福祉協議会は、ボランティアが必要な人とボランティア支援者をつなぐ役割であるボランティアコーディネーターの養成を進めます。</p> <p>○行政は、ボランティアコーディネーターの活動や必要な連携と住民への情報提供を協働して行います。</p>	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(3) ボランティアセンターの機能 充実	<p>行政・社会福祉協議会は、ボランティア活動の中核を担うボランティアセンターについて、住民ニーズの増加に伴いセンター機能の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、人材の発掘・養成・研修・団体支援・団体活動の情報発信・利用調整などの事業が円滑に行われるようセンター機能の充実を図ります。</p> <p>○行政は、ボランティアセンターに必要な人件費等について補助するとともに、活動周知のため情報提供を図ります。</p>	行政 社会福祉協議会

～基本目標 2 温かに暮らせるまち～

1 必要なサービスを利用できる体制づくり

〔基本認識〕

○ 町では、誰もが適切に情報を入手できる体制整備として、福祉の各担当窓口、広報誌やホームページ、出前講座などを活用した情報提供を行っていますが、情報が十分に届くような検討が求められています。

○ 人口及び合計特殊出生率の減少、高齢化率の増加、核家族や単身世帯の増加などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化するとともに福祉に関する住民ニーズは年々増加し多様化しています。

このような中、状況に応じたサービスを提供するには、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような体制づくりが必要となります。

○ 高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、関連する相談内容が増加傾向にあることから、これらに対応できるよう行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が連携し対応できるよう相談体制の充実が求められています。

○ 子育て世帯の不安や悩みの相談、ニーズに合わせた幼稚園・保育所などの施設や、子育て支援事業などから必要な支援を選択できるよう子ども・子育てに関する相談窓口の充実が必要となります。

○ 民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役、情報提供や地域の潜在化したニーズを掘りおこし、サービスへつなげる地域のアンテナ役、住民相互の支え合い活動の核、社会福祉協議会と連携した福祉コミュニティづくりの推進役など多くの役割が期待されています。

さらに、主任児童委員は、子どもたちが地域において、健やかで個性豊かに育つための支援者として期待されています。

これらのことから、バックアップ体制の充実や必要な情報の提供、研修事業の実施など支援体制の強化が必要となります。

〔施策のねらい〕

- (1) 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備
- (2) 福祉関連事業者の情報提供の促進
- (3) 総合相談窓口の設置
- (4) 民生委員児童委員活動の支援

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備		
①インターネットを活用した 情報提供の推進	<p>行政は、ホームページ等のインターネットを活用した情報提供により、多くの情報を迅速に提供できるよう進めます。</p> <p>○行政は、高齢者・障がい者・児童等の福祉サービスについて、ホームページ等を活用し情報提供の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、ボランティア団体の紹介・ボランティアの利用調整・活動状況の紹介など、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。</p>	行政 社会福祉協議会
②出前講座・出前ボランティア センター等を活用した情報 提供の推進	<p>インターネット等を活用できない住民に対して、行政や社会福祉協議会が実施している出前講座等を活用し、情報提供を進めます。</p> <p>○行政や社会福祉協議会は、インターネット等を活用できない住民に対して、出前講座を実施するとともに、広報誌・パンフレット等を活用し広く情報提供できるよう充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、出前ボランティアセンターによりボランティア活動等の情報提供の充実を図ります。</p>	行政 民生委員児童委員

区 分	内 容	実施主体
(2)福祉関連事業者の情報提供の促進		
①ホームページやパンフレットなどによる情報提供の促進	<p>行政は、住民に広く情報提供できるように介護保険事業者などのホームページやパンフレットに連携・掲載できるよう調整を図ります。</p> <p>○行政は、介護保険・福祉関連事業者のサービス提供の内容やボランティア団体の活動内容等について、ホームページでの連携や各事業者のパンフレット作成時に掲載できるよう調整を図ります。</p> <p>○行政は、ホームページやパンフレット作成時に、必要に応じて各事業者へ情報提供の依頼を行います。</p>	行政 事業者
(3)総合相談窓口の設置		
①総合相談窓口の確保	<p>行政は、相談内容を一次的に聞き取り各関係機関へ繋げる窓口機関の確保を図ります。</p> <p>○行政は、高齢者・障がい者・児童等の相談内容にあわせた関係機関へ紹介するための一次機関を確保します。</p> <p>○社会福祉協議会は、経済的支援を必要とする住民に対する生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業等の相談窓口を確保します。</p>	行政 社会福祉協議会
②関係機関の情報提供と連携	<p>行政及び関係機関は、相談内容を適切な機関へ繋ぎ迅速に解決できるようにネットワークづくりを進め、お互いに情報提供を行い連携できる体制の構築を進めます。</p> <p>○行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターは、高齢者・障がい者・児童等の相談や経済的支援に対応するため各機関と随時連携しネットワークづくりを進め、連携できる体制の構築を進めます。</p> <p>○行政は、経済的支援を必要とする住民の把握について、庁内各担当（税・水道・公営住宅）や社会福祉協議会・民生委員児童委員・地域等と連携し広く情報を集めます。</p>	行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター 地域

区 分	内 容	実施主体
③子ども・子育て相談窓口の充実	<p>行政は、子育てに関する不安や悩みの相談について、相談窓口の充実を図りニーズに合わせた施設利用やサービスが受けられるよう努めます。</p> <p>○行政は、子育てに関する不安や悩みを解消するため相談窓口の充実を図り、必要に応じて幼稚園・保育所などの各施設や子育て支援事業などの支援へつながるよう努めるとともに、子育て支援センターとの連携を図ります。</p>	行政
④高齢者虐待の相談窓口の充実	<p>行政と地域包括支援センターは、各関係機関と連携し虐待の早期発見に努め、必要な支援が迅速かつ円滑に行えるよう相談窓口の充実を図ります。</p> <p>○行政と地域包括支援センターは、相談窓口の認知度を高めるため周知を行い、早期に相談できる体制づくりを進めます。</p> <p>○相談内容は、多岐にわたることが多いため、行政・警察・福祉団体などの関係機関において、虐待防止のためのネットワークづくりなど連携体制づくりを進めます。</p>	行政 地域包括支援センター
⑤外部機関との連携	<p>行政は、生活保護制度の対象とならない失業者など経済的支援を必要とする生活困窮者から相談がある場合、一次窓口として相談支援を行い、社会福祉協議会・北海道等と連携し必要な支援につなげます。</p> <p>○行政は、生活困窮者の一時的な生活困窮に関する相談について、社会福祉協議会と連携し応急援助資金・生活福祉資金の活用について検討します。</p> <p>○行政は、生活困窮者の生活相談について、必要に応じて北海道の自立相談支援機関へ情報提供し、各種生活困窮者自立支援方策の活用につなげます。</p>	行政 社会福祉協議会

区 分	内 容	実施主体
(4) 民生委員児童委員活動の支援		
<p>民生委員児童委員活動に必要な情報提供と活動支援</p>	<p>行政は、民生委員児童委員の活動に必要な情報提供を行うとともに、研修事業の実施など活動支援のバックアップ体制の充実を図ります。</p> <p>○行政は、地域の実情を把握する民生委員児童委員活動を支援するための必要な情報提供を行います。</p> <p>○行政は、民生委員児童委員活動を支援するため、研修事業の実施等の活動支援の充実を図ります。</p> <p>○民生委員児童委員は、地域住民の身近な相談役として潜在化したニーズを掘りおこし、必要なサービスを受けられるように行政等の関係機関に繋がります。</p>	<p>行政 民生委員児童委員</p>

2 福祉サービスの提供体制づくり

[基本認識]

- 福祉に関する住民のニーズは、多様化・複雑化しており子育て支援や介護保険・障害者自立支援の各制度の充実により、多くのサービス事業者によって介護サービスや福祉サービスが提供されていますが、これまで以上に保健・医療・福祉関係者・企業等が連携し、サービスを総合的に提供する仕組みづくりが必要となります。
- 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくための子ども・子育て支援事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障がい福祉計画、高齢化の進行を踏まえて取り組むべき保健福祉施策を明らかにすることや介護保険制度の運営を円滑に進めるための高齢者福祉計画・介護保険事業計画、これらの計画を推進し多様な福祉サービスの提供を確立することが必要となります。
また、各関係機関による連携と公的サービス以外のインフォーマル・サービスや地域の支え合い活動など、総合的に調整・有効活用できる体制づくりが必要となります。
- 福祉サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択を確保するため、事業者に対し研修の実施や指導を行うことや第三者委員の活用、外部評価の仕組みづくりなど、福祉サービスの質の向上が求められています。

[施策のねらい]

- (1)福祉サービス充実のための連携の促進
- (2)福祉サービス施策の推進
- (3)福祉サービスの質向上

[施策の内容と役割分担]

区 分	内 容	実施主体
(1)福祉サービス充実のための連携の促進	<p>行政は、事業者が行う住民ニーズの多様化・複雑化に合わせたサービス提供の現状を踏まえ、今後より適切な支援を行うため、これまで以上に関係機関が連携し総合的に提供できる体制づくりを検討します。</p> <p>○行政は、相談窓口に寄せられた支援内容を適切なサービスにつなげることや多様な生活支援の取り組みをコーディネートする仕組みづくりを検討します。</p>	行政 事業者
(2)福祉サービス施策の推進		
①子育て支援施策の推進 (子ども・子育て支援事業計画)	<p>行政は、子ども子育て世帯が安心して子どもを出産し育てることができるように幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、ニーズに合わせた支援を円滑に行われるよう取り組みます。</p> <p>○行政は、新制度移行に伴い必要な体制整備を行います。</p> <p>○地域・民生委員児童委員は、「声かけ運動の推進」や「地域の見守り」等の活動を推進します。</p>	行政 地域 民生委員児童 委員
②障がい者（児）支援施策 (障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	<p>行政は、障害者総合支援法に基づくすべての障がい者等が、可能な限り身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられるよう対応を進めます。</p> <p>○行政は、障害者総合支援法の運用が円滑に行われるよう体制の充実に努めます。</p> <p>○行政は、サービスの量・質を確保しニーズを十分に把握して提供できる体制整備の充実に図ります。</p> <p>○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。</p>	行政 地域 民生委員児童 委員

区 分	内 容	実施主体
<p>③高齢者支援施策 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)</p>	<p>行政は、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくために、高齢者の健康・生きがいを推進するとともに、地域全体で支え合う仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</p> <p>○行政は、高齢期を迎えても豊富な経験・知識や特技等を地域社会に活かせるような地域づくりを推進します。</p> <p>○行政は、可能な限り住み慣れた地域で自立して生活できるように地域で連携・協働して「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。</p> <p>○地域・民生委員児童委員は、行政と連携し、災害時の要支援者の把握に努め避難支援者として協力します。</p>	<p>行政 地域 民生委員児童 委員</p>
<p>(3)福祉サービスの質向上</p>	<p>行政は、福祉サービスの質向上のため、福祉人材の育成、第三者評価の活用を検討、各種指導の充実を図ります。</p> <p>○行政は、福祉人材の育成のため、専門職員や町職員に対して、地域福祉に関する研修を実施し意識啓発を図ります。</p> <p>○行政は、第三者評価の活用について、関係機関と連携し、外部評価の仕組みを検討します。</p> <p>○行政は、障がい福祉サービス事業者等に対する実地指導時に、障がい者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。</p> <p>○行政は、介護保険事業者への実地指導時に、高齢者虐待防止の取り組み、適切なアセスメントの実施等運営上の指導を行います。</p>	<p>行政</p>

3 権利擁護の推進

[基本認識]

- 成年後見制度は、財産管理という私的な問題と捉えられる傾向があることや、独居の高齢者で認知症の進行により地域での生活が困難になり施設入所となる場合や、障がい者で親の死去などによる家族支援の継続が困難になった場合など、生活上で大きな課題が生じ、初めて対症療法的に利用が検討されることが多くあります。
- 成年後見制度が普及しない要因のひとつとしては、財産管理以外のメリットを感じられないことが考えられるため、認知症高齢者や障がい者の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とする必要があります。
- 認知症の人など判断能力が不十分な高齢者とその家族等が安心して暮らせるように、成年後見制度の利用支援や市民後見人の養成及び活動の支援が求められています。
- 社会福祉協議会では、地域で安心して暮らすために判断力が十分でない人の日常的金銭管理サービスや書類等の預かり福祉サービスなどの支援を実施していますが、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な支援につながるように関係機関による権利擁護支援の連携強化が求められています。

[施策のねらい]

- (1) 成年後見制度の利用促進
- (2) 日常生活自立支援事業の推進と需要増加に伴う生活支援員の人材確保

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)成年後見制度の利用の促進	<p>行政は、成年後継制度について、これまでの障がい者や認知症高齢者の財産管理に加えて、意思決定支援や身上保護等の福祉的な成年後見制度の理解を深め利用者がメリットを実感できる仕組みづくりを関係機関と連携しながら検討します。</p> <p>また、本人を主体としたチームケアを想定し、地域における権利擁護支援の連携ネットワークの構築や、連携ネットワークの中核となる機関について検討します。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の周知・広報活動や相談対応を行います。</p> <p>○行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターは、意思決定が困難な人や判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人の早期発見、支援を行います。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会と連携し、美幌町成年後見支援センターの運営を進め、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します。</p> <p>○行政は、成年後見制度について、本人への説明や支援を十分意識し、本人を中心とした「チーム」による支援を実施し、地域で日常生活が継続できるよう「地域連携ネットワーク」の構築や「中核機関」の在り方について検討します。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会と連携し、今後の親族による支援困難に伴う利用増加に対応するため、成年後見支援センターの機能が十分に発揮されるよう市民後見人の養成と必要な研修を実施します。</p> <p>○行政は、成年後見制度の利用に係る費用を助成するとともに、必要に応じて町長申立を行います。</p>	<p>行政 社会福祉協議会 地域包括支援センター</p>

区 分	内 容	実施主体
(2)日常生活自立支援事業の推進と需要増加に伴う生活支援員の人材確保	<p>社会福祉協議会は、日常生活を営むことはできるが、必要な手続き・支払い等の行為に不安があるなどの判断能力が十分でない認知症高齢者や障がい者が地域で安心して生活ができるよう、行政と連携し日常生活自立支援事業の実施体制について推進を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、認知症高齢者や障がい者などが安心して日常生活を営むことができるよう「成年後見制度」と連携し、住民のニーズに合わせた支援のため「日常生活自立支援事業」の推進と窓口機関の充実を図ります。</p> <p>○社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の需要増加に伴う生活支援員の人材確保を行政と連携し進めます。</p> <p>○行政は、社会福祉協議会が実施する事業の周知と住民からの相談に対し適切な利用が図られるよう調整・連携を図り、体制整備に努めます。</p>	行政 社会福祉協議会

※この項目は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年(2016 年)法律第 29 号)」第 23 条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(市町村計画)」として位置付けるものです。

～基本目標 3 安心・安全なまち～

1 生き生きと暮らせるまちづくり

[基本認識]

- 少子高齢化社会の現在においては、健康寿命を延伸し誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らしていくことが求められています。
我が国は、生活水準の向上や医療の進歩などにより平均寿命が伸び、世界でも高い水準になっていますが、がんや脳血管疾患や心臓病などの生活習慣病の割合が増加し、介護を必要とする方の増加や医療費の増大が社会問題となり対応が求められています。
- 日常生活において、趣味や人との交流により生活を充実させることは生きがいとして生活に張りを与える可能性があります。元気で生き生きと生活する方が多い地域は、地域活動の活性化や地域福祉の向上につながるものと期待されます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、住み慣れた地域で充実した生活を送るためには就労の場が欠かせません。そのため、関係機関と連携し雇用啓発を図り、社会参加を促進することが必要です。
- 地域福祉活動については、地域住民が世代を超えて交流することが下地となり、こうした交流活動が活発に行われるよう地域に開かれた拠点整備や既存施設等の活用が必要となります。

[施策のねらい]

- (1)健康づくり施策の推進（健康増進計画）
- (2)生涯学習の推進
- (3)雇用啓発と情報提供
- (4)地域住民等が集う拠点づくりの整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1)健康づくり施策の推進 (健康増進計画)	<p>長生きを楽しむ生活を続けるためには健康寿命の延伸は欠かせません。健康増進計画では重点的な取り組みとして次の4項目を推進します。</p> <p>○行政は、「生活習慣病」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「たばこ」の4項目を重点項目として各種施策を推進します。</p> <p>○地域は、4項目を達成するため、よりあいディサービスや老人クラブ・自治会行事などの学習機会に普及啓発を支援します。</p>	行政 地域
(2)生涯学習の推進		
①生涯学習による生きがいくり	<p>行政は、生涯学習の推進、学んだことを活かす支援の充実を図ります。</p> <p>○行政は、マナビティーセンター登録サークルの協力による初心者教室や活動成果発表会等の開催やサークル活動情報の提供をとおして参加奨励と機会充実を図ります。</p> <p>○行政は、高齢者を含め、知識や技能をもつ人材を発掘しリスト化し小中学校において活用できるように努めます。</p>	行政 社会福祉協議会 地域
②地域とつながるきっかけづくり	<p>行政は、高齢者、障がい者、子育て世代などの各段階に応じた生涯学習ができるよう内容の充実を図ります。</p> <p>○行政は、生涯学習へ興味を持てるようニーズ把握に努め、生涯学習内容の多様化や充実を図り、地域住民が参加しやすい体制を作ることで、住民のつながりや支え合いを推進します。</p> <p>○行政は、団体やサークルの紹介・各種事業や教室・講座、イベントを広報誌に掲載するとともに町ホームページでもお知らせし、より一層の内容の充実を図ります。</p>	行政 地域

区 分	内 容	実施主体
(3)雇用啓発と情報提供	<p>年齢や障がいの有無に関わらず住み慣れた地域で生活するためには就労の場が欠かせません。行政は、あらゆる機会を通じて住民への理解・事業所への啓発を進めます。</p> <p>○行政は、高齢者・障がい者・ひとり親等の就労制限に対する住民理解を深めるため、ホームページ・広報誌等を活用し、啓発を行います。</p> <p>○行政は、町内各事業者に対して雇用への理解を求め、就労支援企業からの物品・役務の調達を配慮するなど雇用推進に努めます。</p>	行政 事業者
(4)地域住民等が集う拠点づくりの整備	<p>行政は、地域福祉活動の活性化の下地となる地域住民の世代を超えた交流活動が活発に実施できるような地域に開かれた拠点整備を検討するとともに、既存施設等が有意義に活用されるよう取り組みを促進します。</p> <p>○行政は、地域住民が世代を超えて連帯意識を高め健康で文化的な地域社会の発展のため町内の集会室の利用について有意義に活用されるような取り組みを促進します。</p> <p>○行政は、地域保健福祉活動を効果的に推進するため、保健福祉総合センターのさらなる有効活用を検討します。</p>	

2 安心安全に暮らせるまちづくり

[基本認識]

- 高齢者・障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、公共機関の施設整備や既存施設の設備改修が必要になります。施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために公共建築物・公共施設のバリアフリー化を推進しています。町の公共施設では、順次施設改修が進められていますが、新規施設整備にあたってはユニバーサルデザイン導入により誰にでも優しいまちづくりを進めていきます。
- 車いすの利用者や介護が必要な高齢者・重度の障がい者などが、行きたいときに行きたい場所に移動できるよう、地域で誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう環境を整備することが求められています。
- 高齢者や障がい者、子どもなど交通事故に遭う可能性が高い人々に配慮した交通安全対策の推進を図る必要があります。
- 国内の大規模災害時には、高齢者や障がい者の方が多数亡くなられたことから、実効性のある避難支援ができるよう体制整備が求められているため、具体的な手法と関係機関の連携を進めます。
また、災害が発生した場合の初期対応として、自主防災体制の整備の促進と自主防災訓練の支援をします。

[施策のねらい]

- (1) 快適で利用しやすい環境の整備
- (2) 交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- (3) 地域バス等の公共交通手段の整備
- (4) 交通安全対策の推進
- (5) 災害に備えた体制整備

〔施策の内容と役割分担〕

区 分	内 容	実施主体
(1) 快適で利用しやすい環境の整備		
① 公共施設等のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	<p>行政は、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすために公共機関の施設整備と既存施設の改修を進めます。</p> <p>○行政は、公共施設のバリアフリー化の基準に適合する既存施設の改修やユニバーサルデザイン導入による施設整備を推進します。</p> <p>○行政は、特別特定建築物が建築される際には、建築物移動等円滑化基準に適合する施設となるよう指導します。</p>	行政事業者
② 高齢者、障がい者の住宅の改善促進	<p>行政は、高齢者や障がい者が日常生活を安心して快適に過ごすことができるよう住宅のバリアフリー化情報を提供します。</p> <p>○行政は、高齢者や障がい者などが住宅の「バリアフリー化」を行う際、各支援制度の紹介や税制面での優遇など必要な情報を提供します。</p>	行政
(2) 交通ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	<p>行政は、誰もが安全に安心して自由に外出し、さまざまな活動に参加できるよう道路環境の整備を推進します。</p> <p>○行政は、道路改修の際には、歩道の段差解消・視覚障害者誘導用ブロック設置・幅広歩道など道路移動等円滑化基準を満たすバリアフリー化やユニバーサルデザイン導入による道路整備を推進します。</p>	行政
(3) 地域バス等の公共交通手段の整備	<p>行政は、高齢者、障がい者などが、利用しやすい公共交通手段の整備推進に努めます。</p> <p>○行政は、阿寒バス美幌循環線(ワンコインバス)、混乗スクールバスの運行が継続されるよう支援に努めます。</p> <p>○行政は、農村地域の交通手段確保のため、乗合タクシーの運行が確保されるよう支援に努めます。</p> <p>○住民の状況に合わせた交通手段の支援ができるよう制度の周知に努めます。</p>	行政

区 分	内 容	実施主体
(4)交通安全対策の推進	<p>行政は、高齢者、障がい者、子どもなどに対応した交通安全教育の充実に努めます。</p> <p>○行政は、高齢者・一般・小中学生の交通安全教室を継続します。</p> <p>○行政は、高齢者・障がい者等に配慮した交通安全対策の啓蒙啓発を行います。</p>	行政
(5)災害に備えた体制整備		
①災害時避難行動要支援者台帳の整備	<p>行政は、災害時に避難行動要支援者の安否確認を速やかに行うため、避難行動要支援者台帳及びマップを整備し随時更新を行います。</p> <p>○行政は、対象者に台帳への登録を促し実用的な台帳作成を推進します。</p> <p>○地域は、台帳への登録を呼びかけ、台帳整備とともに、整備過程により得られた情報で支え合いの体制構築を図ります。</p> <p>○行政と地域及び関係機関は、台帳の情報を共有し支援体制の整備を進めます。</p>	行政 地域
②災害に備えた情報・組織の実用化	<p>行政は、災害時における支え合い体制の整備確認を推進します。</p> <p>○行政は、自主防災組織の整備支援、救護・避難体制(要支援者マップ等)の情報更新を行います。</p> <p>○地域は、自主防災組織を中心に要支援者マップを活用し避難体制の構築を図ります。</p>	行政 地域
③日頃からの支え合い体制の整備と見守り活動の実施	<p>行政は、関係機関による地域の支え合い体制の整備推進及び見守り活動強化を支援します。</p> <p>○行政は、高齢者等の見守りを実施するため、緊急通報システム設置・愛のふれあい訪問・除雪サービス・配食サービス等の福祉施策を推進します。</p> <p>○行政・関係機関は、高齢者等SOSネットワーク・地域見守り活動事業などの見守りネットワークの充実に努めます。</p> <p>○社会福祉協議会は、配食サービス・やすらぎ支援事業・地域たすけあいチームの支援等の事業充実に努めます。</p>	行政 関係機関 社会福祉協議会

第5章

計画の推進

- 1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進
- 2 社会福祉協議会との連携による事業の推進
- 3 計画の進捗状況の把握、目標達成度

第5章 計画の推進

1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進

第3期計画は、町民、事業者、行政が互いに連携し、次に掲げるそれぞれの役割を認識しながら、出来ることを積み重ねることで、基本理念として示した地域社会の実現を目指して推進していきます。

(1) 地域住民の役割

地域福祉の主役である地域住民は、活動を活発化するため行政や社会福祉協議会と協働しながら、推進主体であるという認識を持ち、自主的に活動を展開し、地域での見守りや支え合いを強化していく必要があります。

さらに、福祉事業者・医療機関・企業などと連携することで効果的な地域福祉の推進が可能となります。

なお、年齢などを理由として、支える側と支えられる側を区別することなく、時に支え・時に支えられる関係を地域において築き、多くの方が支え合いの仕組みの一端を担うことにより地域福祉の推進が図られることが求められています。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 行政の役割

行政は、町民の福祉向上を目指して、福祉施策を総合的に推進する役割があります。保健福祉分野の各施策充実と、新たな福祉制度への対応、さらには、支援を必要とする住民へ適切な福祉サービスが行われるよう各分野からなる体制整備を図ることにより、多様なニーズに対応する組

織づくりを進めます。

行政は、美幌町の福祉の方向性を定めること及び地域住民が活動しやすい体制づくり並びに必要な情報の提供に努めます。

2 社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉協議会は社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられており、地域福祉推進の中核的役割を担います。地域福祉実践計画の推進により、地域住民組織の支援や福祉教育、ボランティア人材の養成と資質の向上や啓蒙啓発などその役割は多岐にわたります。

地域住民や行政・福祉事業者・関係団体との協働により地域福祉推進を図ります。

3 計画の進捗状況の把握、目標達成度の評価

第3期美幌町地域福祉計画の期間は8年計画ですが、計画の推進と並行して随時推進評価を行い、地域福祉推進における課題の見直しを行い、次期計画の課題抽出を行います。

地域福祉の推進や評価の管理、次期計画の策定の方針など必要な議論は美幌町地域福祉計画策定委員会で実施しますが、評価内容はインターネットを活用した公表により、計画見直しや地域福祉の実践につながるものと考えます。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画の評価・見直し等の検証を行い課題の共有や方針決定などの連携を図ります。